

これだけで合格する！宅建士合格講座  
サンプル講義用（第7回）

令和7年受験版

梶原塾

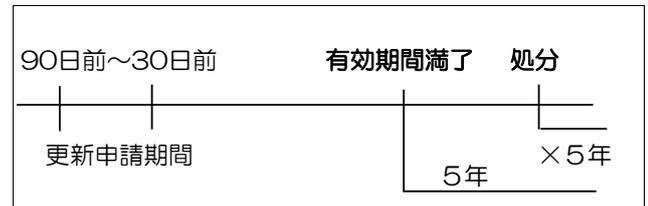
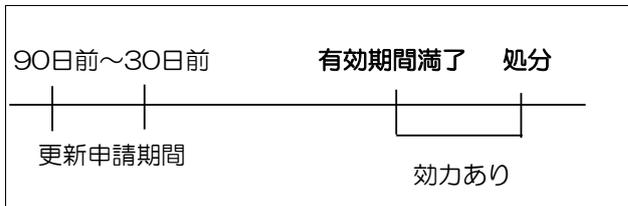
Copyright © 2005-2025 KajiwaraJuku.

2025-SP01



- 有効期間満了日までに、免許申請についての処分がされないときは、有効期間満了後も処分がされるまでの間は、免許の効力は喪失しない

⇒免許の更新がされたとき、その免許の有効期間は、従来の免許の有効期間満了日の翌日から起算する



- 更新されない場合、書面による理由の通知がなされる

### • 無免許事業等の禁止

- 免許を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない
- \* 免許を受けない者とは、免許申請中の者を含む

### • 表示等の禁止

- 免許を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の表示または宅地建物取引業を営む目的をもって広告してはならない

### • 名義貸し等の禁止

- 業者は、自己の名義をもって、他人に宅地建物取引業を営ませてはならない
- \* 「他人に」 = 「免許を受けているもの」に対してであったとしても、名義貸し等に該当する
- 業者は、自己の名義を持って他人に宅地建物取引業を営む旨の表示をさせ、または宅地建物取引業を営む目的を持って広告させてはならない

### • みなし業者

- 業者が①～⑤のいずれかに該当する場合、業者であった者またはその一般承継人（ex.相続人・存続会社）は、業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされる cf.権P37

\* 「締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内」 ⇒ 広告を出していただけの物件の契約の締結は含まない

①	業者の死亡（個人事業者） cf.P10	②	免許の有効期間が満了したとき cf.P6
③	廃業等（破産・解散・業の廃止）により免許が効力を失ったとき cf.P9		
④	法人の合併による消滅 cf.P11	⑤	<u>免許を取消されたとき</u> cf.P70

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwara-juku.com>

これだけで合格する！  
宅建士試験過去問セレクト13年  
サンプル講義用②宅地建物取引業法

令和7年受験版



**2-1-6**

宅地建物取引業の免許（以下この間において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

法人である宅地建物取引業者B（乙県知事免許）が、乙県知事から業務の停止を命じられた場合、Bは、免許の更新の申請を行っても、その業務の停止の期間中は免許の更新を受けることができない。

**2-1-7**

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば・・・。

宅地建物取引業者から免許の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請について処分がなされないときは、従前の免許は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

**2-1-8**

宅地建物取引業の免許（以下この間において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものか・・・。

宅地建物取引業者Aが、免許の更新の申請をした場合において、従前の免許の有効期間の満了の日までに、その申請について処分がなされないときは、従前の免許は、有効期間の満了後その効力を失う。

**2-1-9**

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。なお、この間において「免許」とは、宅地建物取引業の免許をいう。

Bは、新たに宅地建物取引業を営むため免許の申請を行った。この場合、Bは、免許の申請から免許を受けるまでの間に、宅地建物取引業を営む旨の広告を行い、取引する物件及び顧客を募ることができる。

2-1-6	H28-35-2	×誤り	P6
<p>免許の更新について、業務停止処分期間中であっても、免許の更新を受けることができます。 cf.P46 監督処分 「業務の停止の間中は・・・免許の更新を受けることができない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-1-7	R3b-29-2	○正しい	P7
<p>免許の更新について、有効期間満了日までに、免許申請についての処分がされないときは、有効期間満了後も処分がされるまでの間は、免許の効力は喪失しません。 本肢記載のとおりです。</p>			

2-1-8	R6-38-1	×誤り	P7
<p>免許の更新について、有効期間満了日までに、免許申請についての処分がされないときは、有効期間満了後も処分がされるまでの間は、免許の効力は喪失しません。 「処分がなされないときは・・・有効期間の満了後その効力を失う」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-1-9	H29-36-2	×誤り	P7
<p>表示等の禁止について、免許を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の表示または宅地建物取引業を営む目的をもって広告してはなりません。 「・・・免許の申請から免許を受けるまでの間に・・・宅地建物取引業を営む旨の広告を行い、取引する物件及び顧客を募ることができる」旨の記載が誤りとなります。</p>			

**2-1-10**

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものか・・・。

宅地建物取引業者Bが宅地建物取引業者Cに自己の名義をもって宅地建物取引業を営ませる行為は、Bが名義の使用を書面で指示している場合であれば、宅地建物取引業法に違反しない。

**2-1-11**

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・

宅地建物取引業者である個人Bが死亡した場合、その相続人Cは、Bが締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において宅地建物取引業者とみなされ、Bが売主として締結していた売買契約の目的物を買主に引き渡すことができる。

**2-1-12**

宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定に関する次の記述は、正しいか・・・

宅地建物取引業者Bが自ら売主として宅地の売買契約を成立させた後、当該宅地の引渡しの前に免許の有効期間が満了したときは、Bは、当該契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、宅地建物取引業者として当該取引に係る業務を行うことができる。

**2-1-13**

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。なお、この問において「免許」とは、宅地建物取引業の免許をいう。

宅地建物取引業者である法人Dが、宅地建物取引業者でない法人Eに吸収合併されたことにより消滅した場合、一般承継人であるEは、Dが締結した宅地又は建物の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において宅地建物取引業者とみなされる。

2-1-10	R6-38-2	×誤り	P7
<p>名義貸し等の禁止について、業者は、自己の名義をもって、他人に宅地建物取引業を営ませてはなりません。</p> <p>「名義の使用を書面で指示している場合であれば・・・宅地建物取引業法に違反しない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-1-11	R2a-43-2	○正しい	P7
<p>みなし業者について、業者が①～⑤のいずれかに該当する場合、業者であったものは、業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされます。</p> <p>本肢は、①業者の死亡（個人事業者）に該当します。 本肢記載のとおりです。</p>			

2-1-12	H28-37-①	○正しい	P7
<p>みなし業者について、業者が①～⑤のいずれかに該当する場合、業者であったものは、業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされます。</p> <p>本肢は、②免許の有効期間が満了したときにより免許が効力を失ったときに該当します</p> <p>仕掛かり物件については最後まで業者として業務を全うしなければなりません。本肢記載のとおりです。</p>			

2-1-13	H29-36-4	○正しい	P7
<p>みなし業者について、業者が①～⑤のいずれかに該当する場合、業者であったものは、業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされます。</p> <p>本肢は、④法人の合併による消滅に該当します。 本肢記載のとおりです。</p>			

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります